

茨城県鹿島臨海地域基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

設定する区域は、平成 29 年 11 月現在における茨城県鹿嶋市・潮来市・神栖市（鹿島臨海地域）の行政区域とする。概ねの面積は 3 万 2 千ヘクタール程度である。

本区域は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する国定公園、自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地（旧名：日本の重要湿地 500）、シギ・チドリ類渡来湿地を含むものであるため、「8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項」において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

なお、本区域には、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区、自然公園法に規定する国立公園・都道府県立自然公園、自然再生推進法に基づく自然再生事業の実施地域、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生育域等は存在しない。



※環境保全上重要な地域は別紙 1 参照

（2）地域の特徴（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

① 地理的条件

本地域は、鹿嶋市、神栖市及び潮来市の 3 市から構成され、茨城県の南東部に位置し、首都東京から約 80km 圏内にある。

3 市合わせた人口は、約 19 万 1 千人（平成 29 年 4 月 1 日現在）、概ね平坦な地形

である。

また、年平均気温は14℃～15℃前後、年平均降水量は1,500mm程度であり、本県では最も温暖な気候に恵まれている地域である。

② インフラの整備状況

鹿島臨海工業地帯は、昭和36年に策定された「鹿島臨海工業地帯造成計画（マスタープラン）」に基づき、鹿島灘沿岸の広大な土地と霞ヶ浦、北浦の豊かな水源を生かし、工業用地の造成と併せ、掘込港湾である鹿島港や、道路、鉄道、工業用水等の関連インフラの整備が計画的に進められてきた。

特に、鹿島港は、原材料や製品の海上輸送基地として重要な役割を担い、平成23年には国際バルク戦略港湾（穀物）に選定されている。

また、首都圏中央連絡自動車道や東関東自動車道水戸線など、広域交通ネットワークの整備も進展している。

③ 産業構造

本地域には、鹿島港を中心として鹿島臨海工業地帯が形成されており、石油精製、石油化学、鉄鋼の基礎素材産業のみならず、食品・飼料産業も集積し、国内最大の需要地である首都圏への食糧供給基地としても重要な位置付けにある。

加えて、火力・太陽光・風力・バイオマス等の発電所が稼働する国内屈指のエネルギー供給拠点でもある。

また、鹿島臨海工業地帯の後背地に位置する潮来市は、東関東自動車道水戸線等の交通インフラの整備に併せ、首都圏と鹿嶋市・神栖市を結ぶ結節点としての重要性が今後益々高まることが見込まれることから、鹿島コンビナートにおける基礎素材産業の製品を原材料とした川下産業に加え、物流産業の集積も期待されている区域である。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的効果に関する目標

(1) 目指すべき地域の将来像の概略

本区域は全産業の売上高の約3割、付加価値額の約2割を製造業が占めており、製造業を中心とした経済構造をなしている。鉄鋼、石油精製・石油化学等の基礎素材産業を中心とした企業が集積していることを背景に、成長性の高い新事業への参入を後押しするとともに、生産性改革を進め、質の高い雇用の創出を行う。

また、製造業等における質の高い雇用の創出が、域内の他産業にも高い経済的波及効果をもたらすよう、地域外との取引で獲得した需要が雇用者の給与増を通じて地域内で好循環する状況を目指す。

(2) 経済的効果の目標

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
全産業付加価値額	203,615 百万円	205,855 百万円	1.1%

※全産業付加価値額：平成24年経済センサスー活動調査

(算定根拠)

- ・ 本区域の産業大分類別の付加価値額は、「製造業」が39,641百万円（平成24年経済センサスー活動調査）と全産業付加価値額の19.4%を占め、それ以外の産業に波及することから、付加価値額の経年推移を確認できる工業統計調査の付加価値額を基に増加率を算出している。
- ・ 具体的には、工業統計調査の本区域における過去4年間（平成23年から平成26年）の付加価値額の増加率が0.73%であることを踏まえ、6年間の増加率を1.1%として設定した。

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	増加率
製造品出荷額等	2,376,407 百万円	3,000,000 百万円	26.2%

※製造品出荷額等：平成26年工業統計調査

(算定根拠)

- ・ 鹿島臨海工業地帯競争力強化プランで設定した数値目標を引用。

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本計画において、地域経済牽引事業とは以下の（１）～（３）の要件を全て満たす事業をいう。

（１）地域の特性の活用

「５ 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

（２）高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業による付加価値増加分が5,092万円（茨城県の1事業所あたり平均付加価値額（平成24年経済センサスー活動調査）を上回ること。

（３）地域の事業者に対する相当の経済的効果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、促進区域内における地域経済牽引事業に関係する事業者において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 促進区域に所在する事業者間での取引額が開始年度比で2.0%以上増加すること。
- ② 促進区域に所在する事業者の売上が開始年度比で2.0%以上増加すること。
- ③ 促進区域に所在する事業者の雇用者が開始年度比で1.5%以上又は2人以上増加すること。
- ④ 促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で4.5%以上増加すること。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

（１）重点促進区域

重点促進区域は以下の大字の区域とし、必要に応じて随時追加する。

※別紙 2、別紙 3 参照

ア 高松地区（鹿嶋市泉川、鹿嶋市国末、鹿嶋市新浜、鹿嶋市光、鹿嶋市栗生、神栖市光）

（概況及び公共施設等の整備状況）

工業専用地域で、概ねの面積は 728ha である。

本地区は鹿島臨海工業地帯の北部に位置し、鹿島港の中央航路及び北航路に接し、東関東自動車道水戸線潮来 I C まで 8km、J R 鹿島線（鹿島臨海鉄道大洗鹿島線）鹿島神宮駅から 6km に位置するなど立地条件に恵まれた地区である。現在、大手鉄鋼メーカーを中心に関連企業数社が立地し鉄鋼コンビナートが形成されている。

以上のことから、当該地区において地域経済牽引事業を重点的に行うことが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本地区に農用地区域及び市街化調整区域は存在しない。

イ 北公共埠頭地区（鹿嶋市泉川、神栖市居切、神栖市深芝）

（概況及び公共施設等の整備状況）

本地区は鹿島港北航路に接する北公共埠頭に隣接している地区である。当埠頭の後背地には、県が所有する 3.5ha の分譲用地があり、公共埠頭のユーザーを見据えた港湾物流を支える港湾・貨物運送業の立地が期待されている地区である。

以上のことから、当該地区において地域経済牽引事業を重点的に行うことが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本地区に農用地区域及び市街化調整区域は存在しない。

ウ 北海浜地区（鹿嶋市新浜、鹿嶋市平井）

（概況及び公共施設等の整備状況）

工業専用地域又は工業地域で、概ねの面積は 260ha である。

本地区は上記の高松地区から北東方面への埋め立て地区であり、Ⅰ期工事地区とⅡ期工事地区に分けられる。Ⅰ期工区用地は隣接する鉄鋼メーカーの用地となっており、Ⅱ期工区用地は鉄鋼、化学、木材等の素材産業と運送業等多種にわたる企業が立地している。また、現在、外港地区として、北海浜埋立地の東側を新たに埋立て、耐震岸壁 1 バースを含む 6 バースと港湾関連用地等の整備を進めており、平成 25 年 3 月には一部を暫定供用開始している。

以上のことから、当該地区において地域経済牽引事業を重点的に行うことが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本地区に農用地区域及び市街化調整区域は存在しない。

エ 平井東部地区（鹿嶋市平井）

（概況及び公共施設等の整備状況）

準工業地域で、概ねの面積は 19ha である。

本地区は高松地区の北部に隣接する平井東部土地区画整理事業地内の地区である。外港公共埠頭まで約 2km、北公共埠頭まで約 3km と近接していることから、これから公共埠頭のユーザーを見据えた港湾物流を支える港湾・貨物運送業の新規立地と集積が期待されている地区である。

以上のことから、当該地区において地域経済牽引事業を重点的に行うことが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本地区に農用地区域及び市街化調整区域は存在しない。

オ 神之池西部地区（神栖市東深芝）

（概況及び公共施設等の整備状況）

工業専用地域で、概ねの面積は 450ha である。

本地区は鹿島臨海工業地帯の西部に位置し、鹿島港の北航路及び南航路に接し、東関東自動車道水戸線潮来 I C まで 7km、J R 鹿島線（鹿島臨海鉄道大洗鹿島線）鹿島神宮駅から 10km に位置するなど立地条件に恵まれた地区である。現在、飼料関連企業 17 社により国内最大の飼料コンビナートが形成されているとともに、鉄鋼、食品、木材、石油化学メーカー等多様な業種の企業が立地しているほか、地区内の関連施設用地には物流関連等の企業が立地している。

以上のことから、当該地区において地域経済牽引事業を重点的に行うことが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本地区に農用地区域及び市街化調整区域は存在しない。

カ 神之池東部地区（神栖市東和田、神栖市奥野谷、神栖市深芝、神栖市北浜）

（概況及び公共施設等の整備状況）

工業専用地域で、概ねの面積は 823ha である。

本地区は鹿島臨海工業地帯の東部に位置し、鹿島港の中央航路及び南航路に接し、東関東自動車道水戸線潮来 I C から南東に 13km に位置するなど立地条件に恵まれた地区である。現在、石油精製・石油化学メーカーを中心に 43 社が立地し石油精製・化学コンビナートが形成されている。

以上のことから、当該地区において地域経済牽引事業を重点的に行うことが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本地区に農用地区域及び市街化調整区域は存在しない。

キ 南海浜地区（神栖市南浜、神栖市柳川）

（概況及び公共施設等の整備状況）

工業専用地域又は準工業地域であり、概ねの面積は 258ha である。

本地区は神之池東部地区の東に位置した埋め立て地区であり、I 期工事地区と II 期工事地区に分けられた南北に細長い地区である。現在、電気炉鉄鋼メーカーをはじめ物流関連等大小 31 社が立地している。

以上のことから、当該地区において地域経済牽引事業を重点的に行うことが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本地区に農用地区域及び市街化調整区域は存在しない。

ク 波崎地区（神栖市砂山）

（概況及び公共施設等の整備状況）

工業専用地域であり、概ねの面積は 288ha である。

本地区は神栖市中央部に位置し、東関東自動車道水戸線潮来 I C から南東に 16km 内陸に位置する地区である。現在、医薬品、合成樹脂、機器等多様な業種のメーカーや物流関連等大小 62 社が立地している。

以上のことから、当該地区において地域経済牽引事業を重点的に行うことが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本地区に農用地区域及び市街化調整区域は存在しない。

ケ 南公共埠頭地区（神栖市奥野谷、神栖市東深芝）

（概況及び公共施設等の整備状況）

本地区内にある南公共埠頭は、-10m 岸壁 4 バースと -7.5m 岸壁 4 バースを有し、年間 200 万トン前後の貨物を取り扱っている。一般貨物を取り扱うとともに、立地企業が所有する専用バースの補完的役割を担い、立地企業の原材料や製品の輸出・移入も行われている。

以上のことから、当該地区において地域経済牽引事業を重点的に行うことが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本地区に農用地区域及び市街化調整区域は存在しない。

コ 潮来工業団地（潮来市島須）

（概況及び公共施設等の整備状況）

工業専用地域であり、概ねの面積は 48.5ha である。

本地区は潮来市北部に位置し、東関東自動車道水戸線潮来 I C から北東に 7km、県道水戸神栖線に接し、J R 鹿島線潮来駅から 7km に位置するなどの立地条件に恵まれた地区であり、現在、製造業を中心に 7 社が操業している。

以上のことから、当該地区において地域経済牽引事業を重点的に行うことが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本地区に農用地区域及び市街化調整区域は存在しない。

サ 須賀地区（潮来市須賀、潮来市古高）

（概況及び公共施設等の整備状況）

準工業地域であり、概ねの面積は 9.7ha である。

本地区は潮来市中央部に位置し、東関東自動車道水戸線潮来 I C まで 3km、国道 51 号及び県道水戸神栖線に近接し、J R 鹿島線延方駅から 2.5km に位置するなどの立地条件に恵まれた地区であり、現在、自動車部品製造工場 1 社が操業している。

以上のことから、当該地区において地域経済牽引事業を重点的に行うことが適当

であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本地区に農用地区域及び市街化調整区域は存在しない。

シ 水原地区（潮来市水原）

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は 7.6ha である。

本地区は潮来市北東に位置し、県道大賀延方線を経て東関東自動車道水戸線潮来 I C まで 7km、J R 鹿島線延方駅から 3.5km に位置するなど立地条件に恵まれた地区で、現在、1 社が操業している。

以上のことから、当該地区において地域経済牽引事業を重点的に行うことが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本地区に農用地区域は存在しない。また、本地区は、全域が市街化調整区域であるが、工場立地特例対象区域の設定を目的として重点促進区域に設定するものであるため土地利用調整計画は策定しない。

ス 道の駅周辺地区（潮来市前川）

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は 22.6ha である。

本地区は潮来市東部に位置し、東関東自動車道水戸線潮来 I C まで 1 km、県道潮来佐原線に接し、J R 鹿島線延方駅から 1.5km、水郷潮来高速バスターミナルから 1km と立地条件に恵まれた地区である。

以上のことから、当該地区において地域経済牽引事業を重点的に行うことが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本地区に農用地区域及び市街化調整区域は存在しない。

セ 潮来 I C 周辺地区（潮来市延方）

（概況及び公共施設等の整備状況）

概ねの面積は 13.6ha である。

本地区は潮来市南東部に位置し、東関東自動車道水戸線潮来 I C に隣接することから首都圏の玄関口となっており、高速バスターミナルが整備され利用者も多く、現在、6 社が操業している地区である。

以上のことから、当該地区において地域経済牽引事業を重点的に行うことが適当であるため、重点促進区域に設定することとする。

なお、本地区の南東に約 6.3ha の農用地区域が存在し、また、全域が市街化調整区域であるが工場立地特例対象区域の設定を目的として重点促進区域に設定するものであるため、土地利用調整計画は策定しない。

（関連計画における記載等）

重点促進区域のうち「コ 潮来工業団地」のみ鳥獣保護区が存在しており、その他の重点促進区域には環境保全上重要な地域は存在していない。

重点促進区域として設定する区域は、企業立地を積極的に推進するために整備し

た工業団地又はそれに準ずる区域であり、各市の総合振興計画で産業系に位置付けられている区域である。また、都市計画区域内であり、鹿島臨海都市計画(鹿嶋市、神栖市)で「鹿島港周辺は、日本有数の鉄鋼、石油化学など素材産業の拠点であり、鹿島臨海工業地帯を中心とした工業地において、国際競争力の高いコンビナートの創出を目指す」こととしている。

なお、潮来 I C 周辺地区においては、潮来市農業振興地域整備計画で定められた農用地区域が存在している。

(2) 重点促進区域を設定した理由

ア 高松地区(鹿嶋市泉川、鹿嶋市国末、鹿嶋市新浜、鹿嶋市光、鹿嶋市粟生、神栖市光)

本地区は鹿島港の中央航路及び北航路に接し、東関東自動車道水戸線潮来 I C まで 8km、J R 鹿島線(鹿島臨海鉄道大洗鹿島線)鹿島神宮駅から 6km に位置するなど交通インフラが充実した場所であり、鉄鋼コンビナートが形成されていることから、重点的に支援を投入すべき区域として、重点促進区域を設定し、工場立地法の特例を活用する。

なお、本地区に遊休地は存在しない。

イ 北公共埠頭地区(鹿嶋市泉川、神栖市居切、神栖市深芝)

本地区は鹿島港北航路に接する北公共埠頭に隣接しており、当埠頭では現在-10m 岸壁 3 バースとガントリークレーン 1 基が設置され、部分的に供用が開始されている。今後、-13m 岸壁 2 バースをはじめ埠頭用地の整備が進むことで、流通港湾としての発展が望まれている地区である。また、当埠頭の後背地には県で分譲する 3.5ha の用地があり、公共埠頭のユーザーを見据えた港湾物流を支える港湾・貨物運送業の立地が期待されている。

以上のことから、重点的に支援を投入すべき区域として、重点促進区域を設定し、工場立地法の特例を活用する。

ウ 北海浜地区(鹿嶋市新浜、鹿嶋市平井)

本地区は一部を暫定供用開始している外港公共埠頭に隣接している地区であり、高松地区に立地している大手鉄鋼メーカーの用地となっているほか、鉄鋼、化学、木材等の素材産業と運送業等多種にわたる企業が立地していることから、重点的に支援を投入すべき区域として、重点促進区域を設定し、工場立地法の特例を活用する。

なお、本地区に遊休地は存在しない。

エ 平井東部地区(鹿嶋市平井)

本地区は外港公共埠頭まで約 2km、北公共埠頭まで約 3km と近接しており、これら公共埠頭のユーザーを見据えた港湾物流を支える港湾・貨物運送業の新規立地と集積が期待されている地区である。また、地区内には鹿嶋市で分譲する 15ha の用地があり、新規企業の立地や既存企業の事業拡大を促進することで、産業活性化を図

ることが期待されている。

以上のことから、重点的に支援を投入すべき区域として、重点促進区域を設定し、工場立地法の特例を活用する。

オ 神之池西部地区（神栖市東深芝）

本地区は鹿島港の北航路及び南航路に接し、東関東自動車道水戸線潮来 I C まで 7km、J R 鹿島線（鹿島臨海鉄道大洗鹿島線）鹿島神宮駅から 10km に位置するなど交通インフラが充実した場所であり、飼料関連企業 17 社により国内最大の飼料コンビナートが形成されている地区である。また、地区内には、県で分譲する 0.9ha の用地があり、既存企業の事業拡大を促進することで、産業活性化を図ることが期待されている。

以上のことから、重点的に支援を投入すべき区域として、重点促進区域を設定し、工場立地法の特例を活用する。

カ 神之池東部地区（神栖市東和田、神栖市奥野谷、神栖市深芝、神栖市北浜）

本地区は鹿島港の中央航路及び南航路に接し、東関東自動車道水戸線潮来 I C から南東に 13km に位置するなど交通インフラが充実した場所であり、石油精製・化学コンビナートが形成されている地区である。また、地区内には、24.8ha の県で分譲する工業用地（奥野谷浜工業団地）があり、新規企業の立地や既存企業の事業拡大を促進することで、産業活性化を図ることが期待されている。

以上のことから、重点的に支援を投入すべき区域として、重点促進区域を設定し、工場立地法の特例を活用する。

キ 南海浜地区（神栖市南浜、神栖市柳川）

本地区は鹿島港や国道 124 号に近接するなど交通インフラが充実した場所であり、電気炉鉄鋼メーカーをはじめ物流関連等大小 31 社が立地している地区である。また、地区内には、2.8ha の県で分譲する工業用地があり、新規企業の立地や既存企業の事業拡大を促進することで、産業活性化を図ることが期待されている。

以上のことから、重点的に支援を投入すべき区域として、重点促進区域を設定し、工場立地法の特例を活用する。

ク 波崎地区（神栖市砂山）

本地区には波崎工業団地が形成されており、医薬品、合成樹脂、機器等多様な業種のメーカーや物流関連等大小 62 社が立地している地区である。また、地区内には企業が所有する未利用地があり、新規企業の立地や既存企業の事業拡大を促進することで、産業活性化を図ることが期待されている。

以上のことから、重点的に支援を投入すべき区域として、重点促進区域を設定し、工場立地法の特例を活用する。

なお、本地区に遊休地は存在しない。

ケ 南公共埠頭地区（神栖市奥野谷、神栖市東深芝）

本地区にある南公共埠頭は、-10m 岸壁 4 バースと-7.5m岸壁 4 バースを有し、年間 200 万トン前後の貨物を取り扱っている。一般貨物を取り扱うとともに、立地企業が所有する専用バースの補完的役割を担い、立地企業の原材料や製品の輸出・移出入が行われていることから、重点的に支援を投入すべき区域として、重点促進区域を設定し、工場立地法の特例を活用する。

なお、本地区に遊休地は存在しない。

コ 潮来工業団地（潮来市島須）

本地区は東関東自動車道水戸線潮来 I C から北東に 7km、県道水戸神栖線に接し、J R 鹿島線潮来駅から 7km に位置するなど交通インフラが充実した場所であり、製造業を中心に 7 社が立地している地区である。また、地区内には企業が所有する未利用地があることから、新規企業の立地や既存企業の事業拡大を促進することで、産業活性化を図ることが期待されている。

以上のことから、重点的に支援を投入すべき区域として、重点促進区域を設定し、工場立地法の特例を活用する。

なお、本地区に遊休地は存在しない。

サ 須賀地区（潮来市須賀、潮来市古高）

本地区は東関東自動車道水戸線潮来 I C まで 3km、国道 51 号及び県道水戸神栖線に近接し、J R 鹿島線延方駅から 2.5km に位置するなど交通インフラが充実した場所であり、自動車部品製造工場 1 社が操業している地区である。また、地区内には企業が所有する未利用地が 2.1ha 存在していることから、新規企業の立地や既存企業の事業拡大を促進することで、産業活性化を図ることが期待されている。

以上のことから、重点的に支援を投入すべき区域として、重点促進区域を設定し、工場立地法の特例を活用する。

なお、本地区に遊休地は存在しない。

シ 水原地区（潮来市水原）

本地区は東関東自動車道水戸線潮来 I C まで 7km、J R 鹿島線延方駅から 3.5km に位置するなど交通インフラが充実した場所であり、現在 1 社が立地している地区である。また、地区内には企業が所有する未利用地が 1.2ha 存在していることから、新規企業の立地や既存企業の事業拡大を促進することで、産業活性化を図ることが期待されている。

以上のことから、重点的に支援を投入すべき区域として、重点促進区域を設定し、工場立地法の特例を活用する。

なお、本地区に遊休地は存在しない。

ス 道の駅周辺地区（潮来市前川）

本地区は東関東自動車道水戸線潮来 I C まで 1km、県道潮来佐原線に接し、J R 鹿島線延方駅から 1.5km、水郷潮来高速バスターミナルから 1km と交通インフラが充実

した地区であることから、重点的に支援を投入すべき区域として、重点促進区域を設定し、工場立地法の特例を活用する。

なお、本地区に遊休地は存在しない。

セ 潮来 I C 周辺地区（潮来市延方）

本地区は東関東自動車道水戸線潮来 I C に隣接する交通インフラが充実した場所であり、6 社が立地している地区である。また、地区内には企業が所有する未利用地が 6.3ha 存在していることから、新規企業の立地や既存企業の事業拡大を促進することで、産業活性化を図ることが期待されている。

以上のことから、重点的に支援を投入すべき区域として、重点促進区域を設定し、工場立地法の特例を活用する。

なお、本地区に遊休地は存在しない。

（３）重点促進区域に存する市町村が指定しようとする工場立地特例対象区域

※別紙 4 参照

なお、当該特例措置の適用にあたっては、地域の実情、住民の意思を踏まえ、特定工場周辺の生活環境の保持を適切に図るとともに、県・市の環境保全の部局や関係機関との調整を行うものとする。

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ① 鉄鋼、石油化学等の基礎素材関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野
- ② 鹿島港、鹿島港周辺の特別高圧電線、工業用水等の工業インフラを活用したエネルギー分野
- ③ 鹿島港、東関東自動車道水戸線等の交通インフラを活用した運輸・物流関連産業分野

(2) 選定の理由

- ① 鉄鋼、石油化学等の基礎素材関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野

本区域には、鹿島港を中心として鹿島臨海工業地帯が形成されており、2,916haの工業用地に鉄鋼や石油化学産業等の基礎素材産業を中心に166社の企業が立地(平成29年11月1日現在)している。

基礎素材産業においては、国内外の地域間競争が激化するなか、当工業地帯が我が国経済を支える産業拠点として発展を続けるためには、より一層の競争力強化を図っていく必要があることから、平成28年3月に企業や行政等関係機関が連携して取り組むべき指針となる「鹿島臨海工業地帯競争力強化プラン」を策定のうえ、県、地元市、立地企業と連携して様々な施策を展開しているところである。

具体的な取組としては、工業用水の料金引下げを行うとともに、企業間で共通する研修の共同化を促進したほか、コンビナートの優れた企業環境をPRするパンフレットを作成し、更なる企業誘致などに取り組んでいるところである。

また、当工業地帯は、基礎素材産業のみならず、食品・飼料産業も集積し、国内最大の需要地である首都圏への食糧供給基地としても重要な位置付けにある。

本区域の平成27年の製造品出荷額等は2兆3,663億円であり、本県全体の製造品出荷額等12兆376億円の約20%を占め、本区域は本県における製造業の集積地として重要な位置を占めていることから、基礎素材産業を中核とした関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野の促進が期待されている。

- ② 鹿島港、鹿島港周辺の特別高圧電線、工業用水等の工業インフラを活用したエネルギー分野

本区域内にある鹿島臨海工業地帯は、全国の港湾取扱貨物量ランキング第15位の鹿島港(2015年 港湾統計)を有し、特別高圧電線網(275kv、154kv)が充実しているほか、1日最大885,000m³の給水能力(本県全体給水能力の78%を占める)を有する工業用水が整備されているなど、燃料調達や電力連携等の点で発電事業用地の立地条件に優れ、首都圏へのエネルギー供給拠点として高いポテンシャルを持っている。

このようなことから、鹿島臨海工業地帯は、火力・太陽光・風力・バイオマス等の発電所が稼働する国内屈指のエネルギー供給拠点となっている。

当工業地帯内の多くの事業所は、共同発電事業者を通じて電力を調達、もしくは自

社の自家発電設備により電力を確保し、当工業地帯内の電力自給がほぼ果たされている。

また、当工業地帯の発電所が供給する電力は、県内に止まらず大消費地である首都圏の電力需要に対し、大きな役割を担っている。特に、東日本大震災以後は、原子力発電所の運転停止分をカバーするため、火力発電所の稼働率が上昇する等、首都圏への電力の安定供給に対する役割は一段と高まっており、今後もエネルギー分野が促進されることが期待されている。

③ 鹿島港、東関東自動車道水戸線等の交通インフラを活用した運輸・物流関連産業分野

本区域内に運輸・物流関連産業は 379 の事業所が存在しており、本県全体の運輸・物流関連産業 3,460 事業所の 10%以上を占めている。

本区域は鹿島灘海岸南部に整備された世界最大規模の Y 字型人工港である鹿島港を有し、4 つの公共埠頭と立地企業の専用埠頭が稼働しており、当工業地帯の原材料や製品の海上輸送基地として重要な役割を担っている。

平成 29 年 11 月 1 日現在、定期航路は内貿の国際フィーダー航路(常陸那珂ー鹿島ー横浜 及び 仙台ー鹿島ー東京)が運航しているほか、外貿の韓国定期コンテナ航路(鹿島ー釜山ー仙台ー鹿島)が運航している。

鹿島港の平成 27 年の総取扱貨物量は、6,172 万トンであり、全国の港湾取扱貨物量ランキングでは第 15 位となっている。取扱品種は、鉄鉱石、原油、石炭、石油製品、鋼材、化学薬品、重油、とうもろこし等であり、これらに関連する産業が鹿島臨海工業地帯に集積している。特に、穀物類においては港湾別の輸入取扱量が全国第 1 位であり、平成 23 年 5 月に国から「国際バルク戦略港湾（穀物）」に選定され、穀物等の大量一括輸送による安定的かつ安価な輸送の実現を目指している。

道路交通については、東京方面からは東関東自動車道水戸線でアクセスが可能であり、東京駅から潮来 IC まで自動車により約 80 分で移動が可能である。

また、平成 29 年 2 月に首都圏中央連絡自動車道の茨城県内区間全線が開通したことにより、各方面からのアクセスが向上している。

このように本区域は、交通インフラが充実しているほか、飼料関係では国内最大級のコンビナートが形成されているのをはじめ、首都圏における物流拠点としての重要性が増している。また、東関東自動車道水戸線の潮来 IC～鉾田 IC 間の整備を図ることにより、鹿島港と茨城港との連携が強化され、各港の特性を活かした多様な顧客ニーズに対応できるなど、相互補完による相乗効果等が期待されている。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

(1) 総論

地域の特性を生かして、各分野を支援していくためには、地域の事業者のニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や本区域にしかない強みを創出する。

(2) 制度の整備に関する事項

① 固定資産税の減税措置の検討

活発な設備投資が実施されるよう、一定の要件を課したうえで、固定資産税の減税措置に関する条例の制定を検討する。

② 地方創生関係施策

平成 30 年度以降の地方創生推進交付金を活用し、鉄鋼、石油化学等の基礎素材関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野、鹿島港、鹿島港周辺の特別高圧電線、工業用水等の工業インフラを活用したエネルギー分野、鹿島港、東関東自動車道水戸線等の交通インフラを活用した運輸・物流関連産業分野において、設備投資支援等による事業環境の整備等を実施していく予定。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備（公共データの民間公開に関する事項等）

① 県によるオープンデータ化の推進

県庁ホームページにおける「茨城県オープンデータカタログ」の運営を通じ、庁内に保管するデータのオープンデータ化を進めることで、生活の利便性や行政の透明性の向上を図るとともに、民間企業等でのオープンデータの利活用による新事業の創出を促す等、社会・経済活動の活性化に寄与することを目指す。

② 各市によるオープンデータ化の推進

各市ホームページを活用し、市政に関連するデータの公開を進めるほか、茨城県と全市町村が共同で整備を進める県域統合型 GIS（地理情報システム）「いばらきデジタルまっぷ」を通じて、市民生活に関連する各種行政情報の提供を行う。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

事業者の抱える課題解決については、鹿嶋市政策企画部まちづくり政策課内、神栖市産業経済部企業・港湾振興課内、潮来市秘書政策課企業誘致推進室内に相談窓口を設置するとともに、茨城県においては企画部事業推進課が窓口となり、関係部署との調整を行う。

また、事業環境整備の提案を受けた場合についても、同窓口を中心に、対応に向けて関係機関や関係部署と調整する。

(5) 実施スケジュール

取組事項	平成 29 年度	平成 30 年度～ 令和 4 年度	令和 5 年度 (最終年度)
【制度の整備】			
① 固定資産税の減税措置の 検討(市)	検討	検討	検討
② 地方創生関係施策	活用検討	活用検討	活用検討
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
① 県によるオープンデータ 化の推進	運用	運用	運用
② 各市によるオープンデー タ化の推進	運用	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
県・市町村の担当窓口の設置	設置	対応	対応

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

地域一体となった地域経済牽引事業の促進に当たっては、地域に存在する支援機関がそれぞれの能力を十分に連携して支援の効果を最大限発揮する必要がある。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

① 茨城県工業技術センター

工業、食品、繊維、窯業、工芸、デザインなどの分野について、研究開発、技術支援、人材育成等の各種業務を通して、県内中小企業の新製品や新技術の開発・実用化、生産技術の高度化などを支援しており、こういった活動から、地域経済牽引事業の展開を促進していく。

② 鹿島産業技術専門学院

茨城県が設置運営する職業能力開発校であり、新規学卒者及び離職者等を対象に、ものづくりやメンテナンス等に携わる技能者の養成を行っており、同専門学院と企業との連携をさらに深めることで、産業及び雇用の活性化を図っていく。

③ (公財)茨城県中小企業振興公社

中小企業の振興を図り、本県産業の発展に寄与するため、国や県の重要施策の一部を担い、受発注取引のあっせん、操業や新分野進出等の総合的な相談、新製品・新技術開発への助成、国際化への対応など、地域産業の中核を成す中小企業を支援する各種事業を実施しており、県内中小企業支援機関の中核として不可欠な役割を果たしている。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

茨城県は、190 キロメートルに及ぶ海岸線、霞ヶ浦、筑波に代表される豊かな水、緑の山野に恵まれ、先人たちのたゆまぬ努力と進取の精神により、自然との調和の中で今日の豊かな生活を築いてきた。

この豊かで美しい環境を将来の世代に引き継いでいくため、県では平成 8 年に茨城県環境基本条例を制定し、本条例に基づき、県民、事業者及び地方公共団体が連携し、協力し合って、良好な環境を保全し、進んでやすらぎと潤いのある快適で住みよい環境の創造を目指している。

また、平成 25 年 3 月に改訂した「茨城県環境基本計画」においては、事業者の役割として、事業活動に起因する公害の防止や資源・エネルギーの効率的利用、環境配慮型製品の購入など、環境の負荷の低減に向けて自主的かつ積極的に取り組むことが期待されている。

加えて、促進区域内においては鹿嶋市環境基本条例（平成 12 年制定）、神栖市環境基本条例（平成 17 年制定）を定めており、事業者の責務を明らかにしているほか、鉄鋼・石油化学等企業が集積している鹿島臨海工業地帯においては、従前より立地企業及び県並びに地元市との間で「鹿島地域公害防止協定」を締結しており、当該協定の遵守に向けて関係者が連携して取り組むことにより、公害の防止に努めている。

事業者は、こうした条例や計画の趣旨を十分に理解し、その事業活動を行うに当たっては、生活環境への配慮及び自然環境・生物多様性の保全はもとより、廃棄物の適正処理、3R の推進、さらには地球温暖化対策等を積極的に推進していくことが求められる。

また、事業者は、環境保全のための新たな技術の開発や環境配慮型商品の生産・販売、環境保全サービスの提供などを行い、環境と調和した持続可能な事業活動を展開するとともに、地域社会の一員として、県民、民間団体、市町村及び県との連携・協力を図りながら、地域における環境の保全と創造に向けた取組を積極的に推進することが求められる。

県は、県民、民間団体、事業者、市町村、近隣県、国等と連携を図り、各主体が自主的かつ積極的に良好な環境の保全と創造の取組に参加できるよう、それぞれの役割や取組の方向などを明らかにするとともに、各主体間のネットワーク構築などを図り、総合的に環境保全対策を推進するとともに、県民や事業者等の自主的かつ積極的な実践行動を促進するための各種の制度づくりや環境情報の提供、環境学習の推進、普及啓発などを行う。

事業者は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区、自然公園法に規定する国定公園、自然環境保全法に規定する都道府県自然環境保全地域、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地（旧名：日本の重要湿地 500）、シギ・チドリ類渡来湿地及びこれらの区域に近接している区域での事業実施に当たっては、自然環境と生物多様性の保全に十分に配慮する。

本計画の実施及び地域経済牽引事業計画の承認に当たっては、これらの取組を実践し、国が定める各種環境法令を遵守するとともに、事業活動に伴い生じ得る環境保全

上の問題に配慮しつつ、地域社会との調和を図る。

なお、本計画は公園計画との整合を図ったうえで策定したものであり、また、地域経済牽引事業計画を承認する際には、環境部局と調整を図ることとする。

（２）安全な住民生活の保全

県は、安全な社会の実現に向けた取組として、市町村、事業者及び県民との連携・協力のもとに推進する安全なまちづくりに関する施策の基本となる事項や犯罪の防止のために必要な規制を定めた「茨城県安全なまちづくり条例」（平成 15 年茨城県条例第 16 号）を制定している。この条例の趣旨を踏まえ、犯罪の防止及び地域社会の安全に資するため、市は、県・事業者等と連携・協力し、以下の取組を行う。

- ・ 犯罪防止のための環境整備

本区域内の道路、公園などの公共施設に、必要に応じて防犯灯や防犯カメラを設置するなど、犯罪の起こりにくい環境整備に努める。

- ・ 事務所情報の把握

空き事務所、空き工場が犯罪の温床となることを防止するため、促進区域内の事業所情報の把握に努め、所有者に管理の徹底を求める。

- ・ 警察との連携

犯罪や事故発生時における警察への連絡体制の整備を図る。

- ・ 地域の防犯活動の推進

今後とも、市町村、警察、地域防犯組織による連携を基本に、地域の事業所の参加・連携も図りつつ、地域に根差した防犯活動のより一層の充実を促進する。

- ・ 外国人の不法就労の防止

外国人の雇用については、事業者现就労資格の有無の確認の徹底を要請し、不法就労防止に努める。

- ・ 地域住民との協議

本計画に基づく産業集積の形成又は産業活性化のための措置で、地域住民の生活環境等にかかわるものの実施に当たっては、あらかじめ地域住民の意見を十分聴取することとする。

（３）その他

① P D C A体制の整備等

毎年、県、鹿嶋市、神栖市及び潮来市で会議を開催するなど、基本計画と承認地域経済牽引事業計画に関するレビューを行い、効果の検証と当該事業の見直しを実施していく。

なお、開催時期等については、今後、関係者間で調整していく。

② 諸計画との調整方針等

本県における港湾計画においては、鹿島港は「生産・物流拠点機能を総合的に担う港」を基本理念としており、当該港湾計画に関連した促進区域を設定するにあたっては同計画と調和して整合を図るものである。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

(1) 総論

現時点では該当なし。

今後、記載の必要が生じた際は、本計画を変更し定めることとする。

(2) 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

(3) 市街化調整区域における土地利用の調整に関し必要な事項

10 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）附則第7条第1項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和5年度末日までに改めて基本計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

（新基本方針に基づいて新基本計画を令和5年度中に作成する予定である。そのため、令和5年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和5年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和5年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。）